古賀市子ども読書活動推進計画

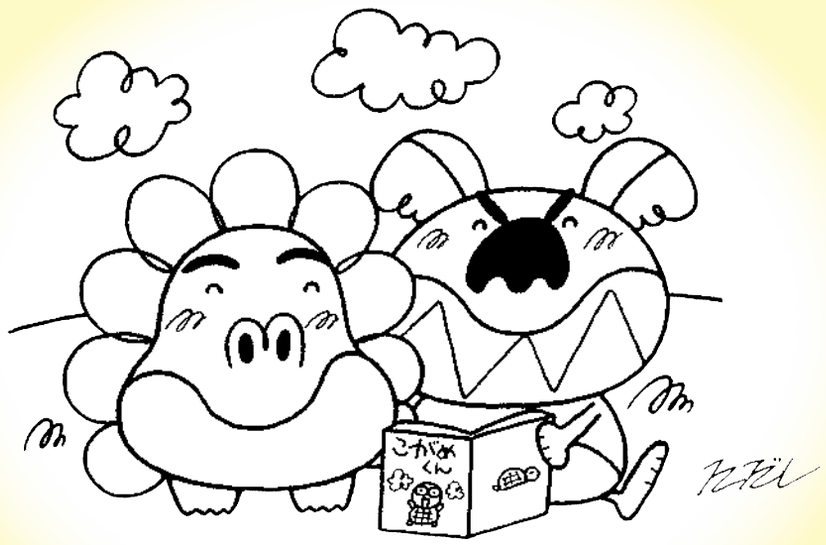

©あきやま　ただし

平成18年4月

古賀市教育委員会

はじめに

読書は、子どもの成長にとって欠かせぬ大切な営みであります。

幼い子どもは、本を読む時、登場人物になりきってともに喜び、悲しみ、怒り、感動して心をゆり動かされて、豊かな情操を育んでいきます。優れた絵本や物語には、人生の真実が書かれていますから、内からの人間形成が図られるのです。実体験が乏しいといわれる今の子どもにとって読書は間接体験ができる大切な機会のひとつです。

今、子どもの教育の中で「言葉の力」を育てることが重視されようとしています。対話の中で思いやりを持って相手の気持ちを汲み取り、語彙を豊かに自分の感情を表現し、情報を正しく読み取り、社会と対話する手段とするために、「言葉の力」を高めることが求められています。子どもにとって、読書は「言葉の力」を育てる大きな支えとなっていくことでしょう。

しかし、子どもを取り巻く生活環境は、大きな変化を見せています。テレビやゲームなど手軽に楽しめる遊びに子どもは夢中になり、塾やおけいこごとが子どもの生活に占める割合も大きくなっています。子どもが忙しくなり、読書のための時間が持てなくなっていることは、子どもの読書の習慣化・生活化にとって大きな問題です。

こうした現状を憂えて、近年「子どもの読書推進に関する法律」(平成13年12月施行)、「子ども読書の日」の設定をはじめとして、学校や地域社会で読書の環境を整える施策が行われてきました。

推薦図書・読書材の充実や、読書の場・時間の設定など、身近な読書環境を整えるとともに、実際の読書指導の現場で工夫し、粘り強く実践に当たることが何よりも大切です。

そこで、古賀市では、行政や学校、家庭、地域が一体となって子どもの読書推進に取り組むため、それぞれの役割を明らかにし、連携の道すじを示し、実践の指針となる「古賀市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

終わりに、計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました「古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会」委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民・団体の方々に厚く御礼申し上げます。

平成18年４月

《 目 次 》

第１章　計画策定の背景 …… 1
1　子どもの読書活動の意義 …… 1
2　子どもの読書活動の現状 …… 1
3　国の動向 …… 2
4　県の動向 …… 2
5　古賀市の動向 …… 2
6　「古賀市子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方 …… 3

第２章　古賀市子ども読書活動推進計画の基本方針 …… 4
1　計画の目標 …… 4
2　計画の３つの柱 …… 5
3　計画の期間 …… 5

第３章　家庭・地域、保育所（園）・幼稚園、学校、図書館における子どもの読書活動の推進と環境づくり（計画の柱１） …… 6
1　家庭・地域 …… 6
（１）ブックスタート事業の充実 …… 7
（２）つどいの広場事業の充実 …… 7
（３）地域文庫への支援 …… 8
（４）学童保育所への支援 …… 8
（５）地域コミュニティ活動への支援 …… 8
（６）児童館の整備 …… 8
（７）子どもセンターの取り組み …… 8
（８）社会教育における読書活動の整備 …… 8

２　保育所(園)・幼稚園 …… 9
（１）本の読み聞かせの継続 …… 9
（２）図書スペースの確保と充実 …… 10
（３）保護者へのはたらきかけ …… 10
３　学校 …… 11
（１）学校図書館の運営 …… 12
（２）読書指導・読書活動の充実 …… 12
（３）読書関連行事の実施 …… 12
（４）学校図書館間ネットワークの活用 …… 12
（５）読書ボランティア団体との連携と協力 …… 12
（６）広報活動の充実 …… 13
（７）図書館資料の充実 …… 13
（８）学校図書館の環境整備 …… 13
（９）読書感想文・読書感想画の取り組み …… 13
(10) 親子読書会の推進 …… 13
(11) 高等学校・養護学校における取り組みの支援 …… 13
４　図書館 …… 14
（１）「おはなし会」や「図書館まつり」の実施 …… 15
（２）乳幼児と保護者への支援 …… 15
（３）特設コーナーの設置 …… 15
（４）子どもへの学習活動支援の充実 …… 15

第４章　公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力(計画の柱２) …… 16
１　関係機関との連携・協力 …… 16
（１）親子読書会への取り組み …… 17
（２）地域文庫・児童館との連携 …… 17
（３）子どもを対象とした読書活動団体等への支援 …… 17
（４）各小・中・高等学校との連携 …… 17
（５）障害のある子どもや来館困難な子どもへの支援 …… 18
（６）保育所(園)・幼稚園との連携 …… 18

第５章　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及（計画の柱３） …… 19
1　総合的な子どもの読書活動の推進 …… 19
（１）広報活動の促進 …… 20
（２）「子ども読書の日」の啓発広報活動 …… 21
（３）「家庭読書の日」の設定 …… 21
（４）「本のわくわく探検事業」の取り組み …… 21
（５）学校職員等の取り組み …… 21
（６）読書推進活動の奨励 …… 21
（７）「子ども読書活動推進のための連絡会」の開催 …… 21
（８）推薦図書の紹介 …… 21
2　古賀市子ども読書活動推進計画の実施体系 …… 22

資料編 …… 24
資料１　古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置規則 …… 24
資料２　「古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会」委員名簿 …… 26
資料３　古賀市の読書活動の歴史 …… 28
資料４　子どもを対象とした読書活動団体（順不同） …… 31

用語解説 …… 33

第１章　計画策定の背景

１　子どもの読書活動の意義

読書には、想像力を豊かにし、物事に興味を持ち、未知との出会いを創出し、感動を呼び起こす力があります。子どもは、読書活動によって言葉を学び、感性を育み、表現力を高め、想像力を豊かにします。このことは、今日の情報化社会の中で、子どもが自ら課題を見いだし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。子どもが乳幼児期から読書に親しむことの大切さの意味がここにあります。

優れた文学作品は、簡潔な文章で表現されていますから、読み手は登場人物の表情や動作、周囲の情景などを想像しながら読み進めねばなりません。この想像するという作業は、読書が強く持っている働きです。

また、読書の途中で本を閉じて考えたり、読み返したりもします。受け身で楽しむのでなく、読み手自身が本に働きかけることができ、思考力や判断力も育ちます。

高度情報化時代では、自分が必要とする情報を取捨選択し、読解する力が必要になってきましたが、読解する力の不足が心配されています。子どもが日常の読書で得ることのできる読解力は、これからの生涯学習社会を生きていくための学びの技術になっていくでしょう。他のメディアが次々と現れて、情報収集源としての本への依存度は減少しましたが、今日、子どもにとって読書は読解力をつける意味でますます重要になってきています。

２　子どもの読書活動の現状

現在、子どもの読書ばなれは深刻なものがあります。ここ数年の学校での朝の10分間読書活動や読書ボランティア活動などで、１冊の本も手に取らない子どもが減り、改善のきざしは見えますが、まだまだ読書は子どもの生活に根づいたものになっているとは言えません。

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で行った第51回「学校読書調査」(平成17年調査)によると、１か月平均の読書冊数は、小学生の高学年では７.７冊(昨年度７.７冊)、中学生は２.９冊(昨年度３.３冊)、高校生は１.６冊(昨年度１.８冊)でした。今年度と昨年度の読書冊数を比較すると、わずかに減少していますが、ここ数年の傾向としては、読書冊数は増加しています。子ども読書年を契機として、大人が読書の効用を強く意識し、平成14年ごろから「朝の読書」(＊1)を教育活動に取り入れる学校が増えてきたことが読書冊数を増やしている要因となっていると考えられます。

現在の読書の状況は「読書が好きだから読む」のではなく、朝の読書の中で、「読書の時間を確保されているからなんとなく読む」子どももいるようです。今後は、子どもが「主体的に」「楽しく」読むことが求められています。

３　国の動向

平成12年の「子ども読書年」を契機として、読書の意義が再認識される中、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成14年８月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。また、平成17年７月には「文字・活字文化振興法」が施行されています。

子どもの読書をめぐる環境は、次第に充実し、読書に対する社会の関心も確実に高まってきています。

４　県の動向

福岡県では、平成16年２月に「福岡県子ども読書推進計画」が策定され、福岡県内の読書に関する機関、施設、団体などが子ども読書活動を推進していくための総合的な指針が示されました。

平成13年度から青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」(＊2)の取り組みとして、各地区において「読書研修会」「読書ボランティア養成」「読書ボランティア派遣事業」「読書まつり」などの事業を実施しています。家庭・地域・学校が連携・協力して実施することによって効果的に子どもの読書活動を推進しています。古賀市では平成17年度からこの事業に取り組んでいます。

５　古賀市の動向

古賀市においては、子どもの読書活動に取り組んできた長い歴史を持っています。

学校図書館や公共図書館を基盤にした親子読書会、学校でのきめ細かい読書指導、親と子の心の結びつきを強めた家庭読書、地域に根づき多くの子どもが育っていった文庫活動、どれも誇れるものです。(巻末資料３参照)

家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、図書館のそれぞれで子どもに読書を促す工夫として次のことが大切だと言われています。

（ア）子どもが感動する本を用意する
（イ）読書の楽しさとの出会いをつくる
（ウ）読書を楽しむ子どもの心に共感する
（エ）本との出会いづくりを豊かにするための環境づくり
（オ）学校での取り組みと家庭での働きかけの連携・協力

（「新しい時代を拓く心を育てるために―次世代を育てる心を失う危機」
第15期中央教育審議会答申より抜粋）

古賀市では、このことを念頭において、各方面で実施されている子どもの読書活動を把握するとともに、関係機関などが連携し、各領域で子どもの読書活動の推進に取り組んできました。その結果、これまで古賀市での読書活動が認められ、学校図書館や子どもを対象とした読書活動団体では数々の表彰を受けています。また、平成16年４月「子どもの読書活動優秀実践表彰」の「学校の部」で古賀東小学校が、「団体の部」で

古賀市親子読書会がそれぞれ「文部科学大臣表彰」を受けました。平成18年４月、同じく「図書館の部」で、古賀市立図書館が「文部科学大臣表彰」を受けています。

６　「古賀市子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方

この「古賀市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項の規定に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「文字・活字文化振興法」、平成16年２月に策定された「福岡県子ども読書推進計画」、「平成17年度古賀市教育行政の目標と主要施策」に基づき、子どもが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて人生を豊かにできるような環境づくりを進め、子どもが健やかに成長することを目指すものです。

このことを踏まえ、下記の基本的な考え方で、本計画を策定しています。

（１）古賀市に在住・在学するおおむね18歳以下の子どもを対象とします。

（２）５年ごとの見直しを行っていきます。

（３）古賀市を取り巻く国や福岡県の動向を反映したものにします。

（４）古賀市内で現在取り組まれている子どもの読書活動をいろいろな立場から取り上げていきます。

（５）古賀市が実施している読書活動推進の事業を明記します。

（６）古賀市が今後読書活動推進のために取り組んでいかなければならない事業を具体的に提言し、素案の段階で、市民の皆さんに公表していきます。

第２章　古賀市子ども読書活動推進計画の基本方針

１　計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階や個性及び興味・関心に応じ、日常的な読書活動ができるような環境の整備や活動支援を通して、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動を推進するためには、次に示すような子どもの発達段階を踏まえておくことが必要です。

（１）乳児期

乳児期の子どもは、まわりの大人からのことばかけやスキンシップ、本の読み聞かせ(＊3)などにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、ことばや物を覚え、コミュニケーションのためのことばや、将来にわたる基本的信頼感を習得します。

（２）幼児期

幼児期の子どもは、急速に言葉を習得し、言葉によって思考する力が備わります。

わらべ歌や手あそび歌を繰り返し楽しませることで語彙(ごい)が増え、絵本や昔話を聞かせることによって想像力が豊かになり、お話の中の主人公と一体化して楽しむことができるようになります。

（３）少年期

小学生の低学年では、文字の拾い読みから、易しい本の音読、長い文章の黙読ができるようになり、読書する力の発達が著しい時期です。小学生の高学年では、伝記や動物記、長編物語などに挑戦できるようになります。一方で、読書ばなれも始まる時期です。

（４）青年期

中学生・高校生などは、思春期を迎え、個人の好みがはっきりとし始め、個性が伸長する時期です。発達段階の差が大きくなり、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が著しくなります。

本をよく読む子どもは、高度な知識を得たい欲求が高まり、一般書だけでなく学術書も読めるようになります。

２　計画の３つの柱

１ 家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、図書館における子どもの読書活動の推進と環境づくり
２ 公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力
３ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

第３章から第５章では、計画の３つの柱を推進していくための方策を述べていきます。

３　計画の期間

「古賀市子ども読書活動推進計画」の期間は、平成１８年度から平成２２年度までの５年間とします。

第37回 古賀市親子読書のつどい　平成18年２月
舞の里小親子読書会　劇「とりかえっこ」より

第３章　家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、図書館における子どもの読書活動の推進と環境づくり(計画の柱１)

１　家庭・地域

家庭は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を担っています。また、地域とともに、学校週５日制に伴う休日の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

保護者が、生活の基本の場である家庭において、子どもに読み聞かせをすることで、絵本の世界を親子で共有することができます。一つの世界を共有し、そのことについて語り合うことは、親子の心のふれあいを生み、親に対する信頼感を育みます。

地域は、子どもが遊んだり、暮らしたりする日常の場です。それぞれの地域においては、その地域の子どもの現状や子どもを取り巻く地域コミュニティの実情に応じた読書活動を進めていきます。

現状

古賀市では、学校や地域の事業の際に設けられる託児所で紙しばい、読み聞かせが行われています。「つどいの広場」では、０歳から３歳までの子どもが親子で安心して過ごすことができる場所を提供するために絵本コーナーを設置して、本の読み聞かせやお話し会(＊4)を行っています。さらに、「子どもわくわくフェスタ」(＊5)などのイベントの際に、子どもを対象とした読書活動団体等と共働して、本に親しむ体験の場を提供しています。

（ア）「ブックスタート事業」(＊6)は、４か月児とその保護者を対象に、赤ちゃんと保護者のかけがえのないひとときを、絵本を介して支援することを目的に、平成15年８月から実施しています。絵本の読み聞かせや紹介、子どもと向かい合い、「温かくて楽しい言葉のひととき」を持つことの大切さを伝えています。

（イ）「つどいの広場事業」は、０～３歳の子どもとその保護者を対象に、遊びや交流の場を提供して、子育て支援を行っています。つどいの広場「でんでんむし」での１日２回の「スポットタイム」(＊7)や７か月児と保護者対象の「７か月っ子広場」、その月に１歳の誕生日を迎える子どもと保護者対象の「１歳誕生広場」、双子や多胎児と保護者対象の「ツインズクラブ」(＊8)、月１回の「親子あそび」などの中で、早期から親子で絵本にふれる機会を持ち、楽しいひとときを過ごすことができるよう、絵本の読み聞かせやペープサート(＊9)、エプロンシアター(＊10)、パネルシアター(＊11)、紙しばいなどをしています。

（ウ）児童館は、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にした施設です。児童館の図書室には、地域文庫が設けられ、図書の貸出しや読み聞かせ、季節の行事などを行っています。

（エ）　地域文庫は、図書の貸出しや読み聞かせなど、身近に読書に親しめる場や機会を提供し、地域・家庭に根ざした読書の普及活動を行っています。敬老会や育成会などの地域の活動に参加し、季節の行事やお話し会、劇などを発表しています。文庫のお母さん方が地域の小学校へ読み聞かせに行くなど、学校との交流も盛んです。

（オ）　学童保育所は、児童が読書に親しむために、図書コーナーを設置し、遊びの中で本とふれあえるような環境づくりをしています。また、長期の休み期間中は、指導員による読み聞かせや市立図書館への引率、地域の読書ボランティアによる楽しい読書行事を開催しています。

また、読書への関心を持てるよう図書コーナーの充実を図っています。

成果と課題

家庭や地域において、日常的に絵本の読み聞かせに接している子どもは、言葉の獲得やおはなしを聞く態度、集中力が高まりつつあります。読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、まわりの大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高め、読書の習慣が徐々に身に付いてきました。

一方で、ゲーム･ビデオなどのメディアの発達や保護者の活字ばなれ、読書ばなれもあり、読み聞かせなどへの関心が低い子どももいます。

保護者を対象とした、読み聞かせや読書に興味や関心が広がる事業、保護者が落ち着いて参加できるような環境づくり、読み聞かせの工夫などが必要です。

今後の取り組み

計画の目標にあげた子どもの発達段階に応じて、次のような取り組みを行っていきます。

（１）ブックスタート事業の充実

ブックスタートをきっかけにして、読書への関心を継続して持ち続けることができるように、事業の内容の充実や図書館の絵本の充実、赤ちゃん絵本リストの見直しを進めていきます。

また、健康福祉まつりや図書館まつり、乳幼児対象の検診、母子手帳交付などの機会を捉え乳児期からの読書活動を進めていきます。

（２）つどいの広場事業の充実

絵本への関心を高め、読み聞かせや親子のふれあいなどを通じて子育て支援ができるように情報を提供し、事業の充実を図っていきます。

（３）地域文庫への支援

地域文庫が、地域の行事や子ども会育成会などに参加し、学校へ読み聞かせに行くなど、学校・地域・家庭との連携を進められるよう支援します。

地域文庫の活動が充実するように、地域文庫相互の交流を促進し、技術向上のための研修会を開催するなど活動の活性化に向けて積極的に支援や連携を行っていきます。

（４）学童保育所への支援

図書館は、学童保育所に通う子どもが、読書への関心を持てるように、図書館資料の団体貸出しや情報提供を行っていきます。

（５）地域コミュニティ活動(＊12)への支援

古賀市では、子育て支援事業や青少年健全育成事業、世代間交流事業などの地域コミュニティ活動の中で取り組まれている、子どもの読書推進に関する活動を活性化するため、図書館資料の貸出しや情報提供、人材育成、相談・助言などの支援を行っていきます。

地域公民館(類似公民館)内に、子どもが身近に本に親しむ環境づくりができるよう支援します。

（６）児童館の整備

読書教室「おはなしだいすき」では、絵本の読み聞かせを通して子どもの感性が養われ、早期から親子で絵本にふれる機会や楽しいひとときを過ごすことができるよう、親子遊びや、お話し会を年12回実施していきます。

児童館図書室の充実と利用の促進を図っていきます。

（７）子どもセンターの取り組み

子どもに、野外活動やものづくりなどの様々な体験活動の機会を提供する中で、地域やボランティアと連携して、子どもを読書に導く活動をおり込むように努めます。

（８）社会教育における読書活動の整備

中央公民館の事業を通して、学校・地域との連携を図り、子ども読書活動を推進します。また、講座などの託児の場では、お話し会や読み聞かせなどの機会を充実させ、子どもの読書活動に関する興味や関心を高めていきます。

２　保育所(園)・幼稚園

保育所(園)・幼稚園は、子どもにとって一日の大半を過ごす場所です。様々な活動をする中で、とりわけ絵本の読み聞かせは、子どもに、読み聞かせの心地よさや楽しさを十分に味わわせて、想像力や豊かな心を育んでいます。

子どもが言葉を覚えるこの時期に、絵本と出会うことによって想像力や思考力を育てられることや本の楽しさを保護者へ伝えています。

現状

保育所(園)・幼稚園においては、子どもが、集団生活の中で早い時期に本と出会うことができます。子どもが絵本と身近にふれあうことのできるスペース(絵本コーナーなど)を設置して環境づくりをしています。また、子どもの発達や保育のねらいに応じて、一日の保育の中に読書活動を積極的に取り入れ、絵本などに親しむ機会をより多く提供しています。

成果と課題

保育所(園)・幼稚園で絵本を読んでもらう体験の積み重ねによって、「絵本は楽しい！」という実感を持った子どもが育っています。子どもは、集団生活の中で、絵本や昔話を聞くことにより、感動を共有し、絵本の内容から発展した体験活動などができるようになりました。

しかし、家庭での読書ばなれが進んでいる現状があり、保育所(園)・幼稚園はもとより、保護者に対して乳幼児期からの読み聞かせの大切さを知らせ、親子で読書を楽しめるような活動に取り組むことが必要です。また、絵本コーナーの設置や資料の充実が必要とされています。

今後の取り組み

年齢に応じた絵本の読み聞かせなどを通して、絵本とのふれあいのきっかけをつくり、日常保育の中での読書活動の充実を図ります。

また、保護者への乳幼児期からの読書(読み聞かせ)の大切さを伝え、図書の貸出しなどをして家庭へのはたらきかけをしていきます。

（１）本の読み聞かせの継続

０歳から就学前の子どもの発達段階に応じて、保育や教育の中であらゆる機会を捉え、読み聞かせの継続と充実を図っていきます。

（２）図書スペースの確保と充実

読書に親しめるように、絵本コーナーの設置や図書の整備など、読書環境の充実を図っていきます。

（３）保護者へのはたらきかけ

保護者に対して読み聞かせの大切さや楽しさを伝えたり、図書の貸出しを通して保護者による読み聞かせや読書習慣の定着を推進したり、図書の紹介や行事案内など情報提供をしていきます。

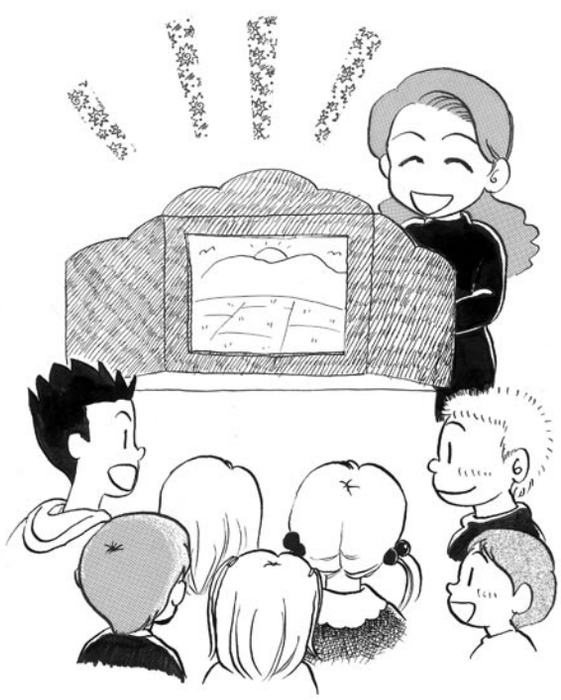

３　学校

学校は、教育活動を通して様々な本とふれあうことにより、子どもの読書への興味・関心を高め、読書習慣の定着を図り、読書力や表現力を育成していく役割を担っています。

市内小・中学校、高等学校及び養護学校は、各学校の教育目標に沿って、司書教諭(＊13)、学校司書(＊14)、図書館教育を担当する教諭を中心に全職員が連携して次のような読書活動の推進を行っています。

〇児童生徒が読書への興味・関心を高める活動
〇読書を習慣化するための活動
〇読書力を育成するための活動
〇表現力を高める読書活動

学校図書館は、学習・情報センター及び読書センターとして、これらの活動を支える取り組みを行っています。

現状

各学校では、様々な読書行事を実施することや読書環境を整備することで、子どもが自ら進んで読書にのぞみ、その楽しさを十分に実感できるように努めています。特に、児童生徒が進めている、低学年や保育所(園)・幼稚園の子どもへの読み聞かせ活動は、自らの読書意欲を高めるとともに、読書活動への満足感を与えています。

また、子どもが自主的に読書の楽しさや良さを味わえるように、読書環境の充実を図っています。

学校で得た本の知識や楽しさを家庭での読書に活用できるようにはたらきかけたり、地域の読書ボランティアをゲストティーチャー(＊15)として活用したりするなど、学校と家庭や地域が互いに交流して、充実した読書環境を提供できるように取り組んでいます。

成果と課題

これまでの古賀市の長年にわたる読書活動の営みと環境整備により、学校における読書活動は極めて盛んで、各教科における図書館の活用や行事の充実、図書委員会活動の活発化が見られます。情操面はもとより、学校図書館コンクールや読書感想文コンクール・読書感想画コンクールなどにおいて優秀な成績を残しています。

今後は、学校・教職員全体で取り組む姿勢を確立することや、教職員全体で読書指導に関する研修会などを行い、指導力と技術の向上に努めます。

今後の取り組み

学校長を中心に、教職員が読書活動の重要性を共通理解することにより、児童生徒への読書時間の確保とともに、読書指導の充実を図っていきます。

（１）学校図書館の運営

学校では、校長、司書教諭及び学校司書を中心に、職員の運営体制を整えるとともに、児童生徒の図書委員会が、図書の貸出し・返却・予約などの日常的活動をはじめ、本の整理、広報活動、行事など自発的な読書活動が行えるように、学校全体としての運営体制の向上に努めます。

（２）読書指導・読書活動の充実

「朝の読書」や「全校一斉読書」、「放課後の読書タイム」などの設定により、児童生徒が自ら進んで読書する環境づくりに努めます。

さらに、読書ボランティアやゲストティーチャーによる「読み聞かせ」や「ブックトーク」(＊16)などを行うことで、新たな読書の楽しさを知る動機づけとなります。

また、各学年に応じた推薦図書リストやコーナーをつくり、「家庭読書の日」(＊17)を設けることにより、読書習慣の定着を図るとともに、授業参観日には、保護者への特別貸出しを行い、親子での読書を促します。

（３）読書関連行事の実施

各学校独自の「読書週間」や「読書月間」に合わせて、読書集会(＊18)や読書郵便(＊19)などの特別行事を企画し、読書への関心を高めるとともに、本に親しむ機会を増やします。

４月23日「子ども読書の日」(＊20)には、その意義を十分理解できるよう、読み聞かせやお話し会など各学校で工夫を凝らした読書活動の取り組みを進めます。

（４）学校図書館間ネットワークの活用

古賀市では、インターネットを経由した検索システムを利用し、市立図書館や各小・中学校の蔵書情報を得ることができ、相互貸借(＊21)ができるようになっています。それにより、各教科、特別活動(＊22)、総合的な学習の時間などの調べ学習(＊23)に対応し、図書館資料の有効利用を図っていきます。

また、各学校と市立図書館は、司書部会などの研修を活用して本に関する情報交換を積極的に行い、学習活動を円滑に行えるよう役立てます。

（５）読書ボランティア団体との連携と協力

各学校では、読書ボランティアやゲストティーチャーによる本の読み聞かせやお話し会を実施しています。児童生徒が多彩な読書活動にふれることで新鮮さを感じ、本への興味が広まり、読書意欲を高めるとともに、読書の幅も広がっていきます。

今後も、読書ボランティアや保護者との交流を深めながら連携と協力を図っていきます。

（６）広報活動の充実

読書放送や図書だよりの発行、季節や行事に沿ったテーマ図書の展示、新着本の情報提供などにより、児童生徒に図書館の使い方や図書館資料の活用を促していきます。学校行事やＰＴＡ活動などにおいて、保護者が読書に対する関心を高めるよう努めます。

（７）図書館資料の充実

児童生徒の多様なニーズに応える図書、学校教育に必要な資料の配備を進めていきます。学習・情報センター及び読書センターとしての機能を果たすため、計画的に図書館資料の更新(＊24)を行いつつ、蔵書の充実を図っていきます。

（８）学校図書館の環境整備

児童生徒が、いつでも読んだり調べたりできるよう利用しやすく快適な図書館の環境づくりに努めます。図書の配架・レイアウトなどを工夫し、明るい雰囲気づくりを心がけ、各学校の特色を生かした環境整備に努めます。

（９）読書感想文・読書感想画の取り組み

年１回、青少年読書感想文コンクール・西日本読書感想画コンクールへの応募を継続して行っていきます。子どもが読書で得た感動などを絵や文章に表現することで、読書の楽しみ方･感じ方にふれさせ、読書への動機づけを図っていきます。

(10) 親子読書会の推進

各小学校では、子どもを中心に家族が一緒に本を読み聞かせたり、語り合ったりすることを基本に、会員同士の交流によって、読書の幅を広げ、深める活動をしています。家庭における読書活動の重要性を認識し、読書の活発化を図っていきます。

(11) 高等学校・養護学校における取り組みの支援

高等学校では、「朝の読書」の推進や、読書ボランティアとして生徒による小学校や保育所などでの読み聞かせを行っています。図書館では、これらの活動に対して、情報提供を行い読書への関心や本に親しむ機会を増やし、生徒自らが進んで読書に取り組めるよう支援していきます。

養護学校では、本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう読書タイムの時間を設定し、市立図書館への見学、図書館資料の貸出しなど、一人ひとりの実態に応じた読書活動を実施しています。古賀市では、これらの取り組みを通じて本に親しむ機会ができるように支援していきます。

４　図書館

図書館は、子どもにとってたくさんの本と出会い、読書の楽しみを知り、知識を得ることができる場所です。家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、子どもを対象とした読書活動団体等が、子どもの読書活動を推進するために、図書館資料を選択したり、子どもの本についての読書相談やレファレンスサービス(＊25)をすることのできる場所です。

子どもが、自ら図書館へ足を運ぶことは大きな意味を持っています。図書館は、「古賀市立図書館資料収集方針」及び「古賀市立図書館資料選択基準」に従い、子どもが自ら学び、課題を解決するための調べ学習に対応する図書館資料や、子どもの豊かな心を育て、読解力を育成するような図書館資料を充実させ、子どもにとって一層魅力のある蔵書構成をめざしています。

現状

図書館は、「おはなし会」などの子どもの読書関連行事の開催や、子どもの発達段階や興味に応じたおすすめの本のリストの作成及びヤングアダルト(＊26)コーナーなどの設置により、子どもが読書に関心を持つような、様々な活動を行っています。

平成16年度には、子どもが安心して読書をすることができるおはなしの部屋「こがめルーム」(＊27)を設置し、「おはなし会」などに活用しています。また、図書館は、本を楽しむ場としての機能に加え、高度情報化社会に対応するため、オンライン型電子メディアであるインターネット環境を整備しています。

図書館は、子どもの読書活動を推進するための図書館資料を充実させ、家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校及び子どもを対象とした読書活動団体等に、子どもの読書に関する資料や情報を提供しています。

成果と課題

図書館は、子どもの心を豊かに育てるために、図書館資料を充実させ、子どもの読書関連行事を開催し、情報を発信することにより、本と子どもを結びつけるよう努めています。

今後は、子どもに図書館の活用方法を知らせ、調べ学習に必要な資料を整備し、来館した子どもへのレファレンスサービスなどの学習支援をさらに充実させることが必要とされています。職員は、このような子どもの読書活動を支援できるよう、資質向上のための研修を継続していくことが必要です。

今後の取り組み

図書館は、子どもがたくさんの本と出会えるように、物・人両面での読書環境を総合的に整備しながら、読書意欲を向上させる活動をさらに推進していきます。

（１）「おはなし会」や「図書館まつり」の実施

本の楽しさを体感する上で非常に効果がある、定例「おはなし会」や「おはなし会スペシャル」、「子ども映画会」、「図書館まつり」などの行事の機会を充実させることによって、読書好きの子どもを育てていきます。

（２）乳幼児と保護者への支援

古賀市では、ことばと心を通わす親子のふれあいの時間の大切さを広めるため、「ブックスタート事業」を継続します。また、おすすめの絵本のパンフレット「ねえよんで」を乳幼児が集まる施設などに提供していきます。

館内では、「赤ちゃん絵本」のコーナーを設置し、おすすめの絵本を紹介します。

また、乳幼児と一緒に利用できるおはなしの部屋「こがめルーム」を活用するため、「赤ちゃん向けおはなし会」の実現に向け準備を進めていきます。

（３）特設コーナーの設置

子どもから大人への転換期にある12歳から18歳までのヤングアダルトに対して、興味・関心や心理に配慮した図書館資料を揃えたコーナーを設置していきます。

また、テーマ別図書コーナーでは、自由研究、課題図書、指定図書など児童書に関する情報を、子どもや保護者に提供し、利用の促進を図っていきます。

（４）子どもへの学習活動支援の充実

図書館は、従来から行ってきた学校への「総合的な学習の時間」などに対応できる調べ学習のための図書館資料の充実や、来館した子どもへのレファレンスサービスなどの学習活動の促進を充実させていきます。

平成17年11月　古賀市立図書館　図書館まつり
「秋のおはなし会スペシャル」市内の地域文庫による楽しい催し

第４章　公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力（計画の柱２）

１　関係機関との連携・協力

図書館は、子どもの豊かな読書に資する図書館資料の充実はもとより、国や県とのネットワークや相互貸借を活用することにより、子どもに豊かな読書環境を提供していくことが望まれています。

古賀市では、市内小･中学校図書館間のネットワークを整備し、職員間の連携を図り、図書館資料を有効活用しています。

また、子どもを対象とした読書活動団体・グループや、図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会を提供しています。

地域文庫連絡会や親子読書担当者会などのように、個々で行われている読書団体の交流・調整を行う機関としての役割も期待されています。

現状

他館との連携については、平成14年度に福岡都市圏広域利用(＊28)の開始、平成16年度に福岡県図書館横断検索ネットワーク(＊29)、国立国会図書館総合目録ネットワーク(＊30)への参加、市内の小・中学校図書館間ネットワーク事業(＊31)開始などを進めています。

市内の読書ボランティアグループの活動は、長年続いており、さらに、小･中学校「朝の読書」運動が活発になる中、小学校単位での読書ボランティアグループが新たに誕生しており、読書ボランティアグループの連携が必要とされています。

親子読書会は、福岡県立図書館内にある「福岡県親と子の読書会協議会」に属し、古賀市立図書館を事務局として活動しています。家庭内で親と子が同じ本を読み合うことを基本にした活動で、月１回、学校司書や会員の親子で、季節の本や自分たちのお気に入りの本を紹介し、科学あそびやものづくりなど本から発展した活動を楽しんでいます。また、読書の楽しみを広げるために講師を招いて話を聴くなど、読書の楽しみを深める活動をしています。

成果と課題

平成16年から始まった学校図書館間ネットワーク事業により、学校図書館間において相互の蔵書検索が可能となりました。これによりレファレンスサービスへの一層の活用と資料の共有化ができるようになりました。

また、読書ボランティア講座などを開催することにより、読書ボランティアグループの技術の向上を図る機会を設けています。さらに今後は、各団体間の交流や情報交換の機会を増やすことが必要とされています。

今後の取り組み

読書活動の活性化のため、大型絵本や図書館資料、お話し会の道具などを充実させ、団体貸出しを行っていきます。

（１）親子読書会への取り組み

図書館は、各小学校で活動している親子読書会の事務局として、「古賀市親子読書のつどい」を開催し、劇やペープサート、読書体験の作文などの発表が円滑に行われるよう、取り組んでいきます。

年２回「市内親子読書担当者会」を行い、各校の親子読書会を充実させるための情報交換や意識の高揚を図ります。また、「福岡県親と子の読書のつどい」への参加や、親子読書会会員の増加を図っていきます。

（２）地域文庫・児童館との連携

「地域文庫連絡会」では、地域文庫の連携を深め、情報交換を行っていきます。

地域文庫活動の相互交流を目的として、「図書館まつり」の中で「秋のおはなし会スペシャル」を継続していきます。

また、「広報こが」を活用し、地域文庫活動をＰＲしていきます。

地域文庫や児童館の図書室における読書活動の活性化や、図書館資料の充実のための連携を図っていきます。

（３）子どもを対象とした読書活動団体等への支援

図書館は、読書ボランティア講座や講演会など、技術の向上や知識のための研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体等の活動の活性化に向けて支援します。

また、読書ボランティアグループ間の情報交換ができるような交流の機会を設けていきます。

（４）各小・中・高等学校との連携

図書館は、小・中学校図書館間ネットワーク事業における相互貸借のための物流ネットワークの整備を進めていきます。

また、図書館の利用方法や、本を楽しむ場としての機能に加え、資料センター、情報センターとしての機能を知らせるため、小学生の図書館施設見学や、中学生の職場体験、高校生の図書館オリエンテーションを受け入れます。

小・中学校図書館司書の相互の研修や情報交換を行うために、司書部会を継続し、発達段階に応じた本のリストや、学びのための「国語科単元補充目録」を作成し、推薦図書の紹介に努めていきます。

（５）障害のある子どもや来館困難な子どもへの支援

図書館は、今後も、障害のある子どもや来館困難な子どもが豊かな読書活動ができるよう、養護学校と連携し、図書館への受け入れを継続していきます。また、読書ボランティアの紹介などを行い、読書活動を支援していきます。

（６）保育所（園）・幼稚園との連携

図書館は、読書活動の活性化のため、資料の貸出しや情報提供、「こがめルーム」でのお話し会の受け入れを行っていきます。

第５章　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及（計画の柱３）

１　総合的な子どもの読書活動の推進

子ども読書活動推進計画を推進するためには、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等が連携し、共働していく体制を整えることが必要です。それぞれの事業を、読書の大切さという観点から見直し、連携が必要な事業については共に協力しあうことで、相乗効果を上げることができます。

そのため、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等の取り組みの進捗状況の把握や情報交換を定期的に行うとともに、ボランティアの人材育成、交流の促進やネットワーク化を進めることが望まれます。

また、さまざまな組織・団体などが一体となって子どもの読書活動を推進する機会を設けるなど、効果的な啓発広報のための事業を実施していくことも必要です。

現状

古賀市では、子どもや保護者に子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを知ってもらうために、様々な読書活動の取り組みを行っています。これらの取り組みは、市が発行する広報や行事予定表にも掲載しています。また、それぞれの機関紙に掲載したり、チラシを作成したりして市民への浸透を図っています。

小・中学校や読書ボランティアによる読書活動などは、かなり以前から取り組みがなされており、意識の高さがうかがわれます。平成17年度から３年間、福岡県から青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」の委託を受け、子どもの読書関連事業を行っています。

成果と課題

家庭・地域、保育所（園）・幼稚園、学校、図書館などで読書に関する様々な催しをすることにより、子どもが読書の楽しさを知る機会が増えてきました。

しかしながら、小・中学校や読書ボランティアによる読書活動などは、活動の範囲が限定されているため、優れた活動であるにもかかわらず、広く市民に知られていないという現状があります。

このため、情報発信の源である古賀市では、積極的に情報収集に努め、できる限り多くのイベントなどと関連を持たせるようにするなど、関係する団体（人）とのネットワーク化を図り、子どもの読書活動に関する理解と関心を高めるための事業を展開していかなければなりません。

総合的な子どもの読書活動の推進　イメージ図

子どもの読書にかかわる関係機関と、今後の主要な事業を示しています。

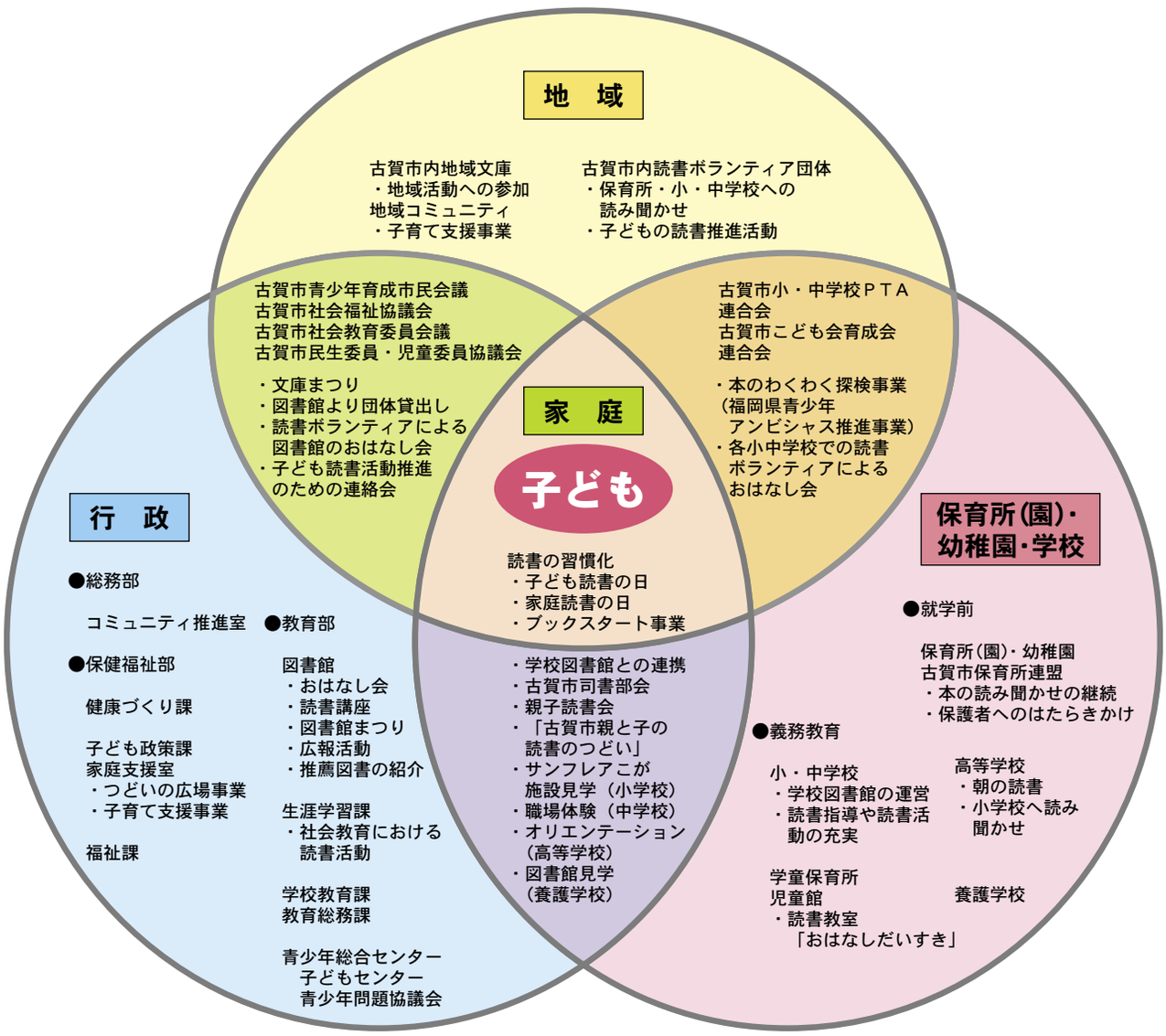

今後の取り組み

総合的な子どもの読書活動を推進していくため、行政として様々な取り組みを行うと同時に、子どもをはじめ子どもを取り巻く大人が、読書活動の重要性を改めて認識するように、啓発広報の推進を図っていきます。

（１）広報活動の促進

「広報こが」や「行事予定表」、ポスター、案内文書、ホームページなどによる情報提供に努めます。図書館の利用方法や、催しの紹介、新刊図書案内により、読書に関心を持たせ、図書館の積極的な活用を促していきます。

（２）「子ども読書の日」の啓発広報活動

４月23日「子ども読書の日」に関する各種情報の収集を行い、適宜市民へ情報を提供するとともに、各団体との連携によりイベントを開催するなど、効果的な啓発広報活動を行っていきます。

（３）「家庭読書の日」の設定

家庭は、かけがえのない生活の基盤であり、家族がお互いの心のふれあいと連帯感を深める大切な場です。また、子どもを健やかに育む大切な場であることは言うまでもありません。そこで、古賀市では、月に一度「家庭読書の日」と定め、家庭ではテレビを消して読書の習慣を身に付ける取り組みを推進していきます。

（４）「本のわくわく探検事業」の取り組み

古賀市は、福岡県から青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」の委託を受け、平成17年度に読書ボランティアの派遣を行いました。今後、平成18年度に福岡地区読書研修会、さらに平成19年度に福岡地区読書まつりを開催します。

この事業を通して、市内保育所（園）・小学校・中学校に読書ボランティアを派遣し、「ブックトーク」や「お話し会」などを行うことにより、学校とボランティア団体との連携を深め、子どもの読書活動をより一層推進していきます。

（５）学校職員等の取り組み

子どもの読書に携わる司書教諭や学校司書が連携し、読書ボランティアなどの活用と、資質向上を図る取り組みを進めます。

（６）読書推進活動の奨励

実施されている多くの読書活動を紹介する場を提供し、それらにかかわる人の裾野を広げ、優れた取り組みには表彰をするなどして意識の高揚を図っていきます。

（７）「子ども読書活動推進のための連絡会」の開催

子どもの読書活動の意義を理解し、古賀市行政の各関係部局と子どもを対象とした読書活動団体等が行う読書推進の取り組みをスムーズに実施していくために、子どもの読書活動推進計画の進捗状況の把握と情報交換を行う連絡会の開催を検討します。

（８）推薦図書の紹介

「赤ちゃん絵本リスト」、「小学生向けの本のリスト」、「中学生向けの本のリスト」の活用を図ります。他に「幼児向けのリスト」、「高校生向けのリスト」の作成を検討し、発達段階に応じた推薦図書の紹介をしていきます。

2　古賀市子ども読書活動推進計画の実施体系

古賀市子ども読書活動推進計画の実施体系		実施区分	行政の担当・主管課							
			コミュニティ推進室	福祉課	健康づくり課	こども政策課	教育総務課 学校教育課	生涯学習課	青少年総合センター	図書館
第３章　家庭・地域、保育所（園）・幼稚園、学校、図書館における子どもの読書活動の推進と環境づくり（計画の柱１）										
1 家庭・地域	（1）ブックスタート事業の充実	継続			○	○				○
	（2）つどいの広場事業の充実	拡充				○				
	（3）地域文庫への支援	継続								○
	（4）学童保育所への支援	継続				○				
	（5）地域コミュニティ活動への支援	継続	○			○		○	○	○
	（6）児童館の整備	継続				○				○
	（7）子どもセンターの取り組み	継続					○	○	○	
	（8）社会教育における読書活動の整備	継続						○		○
2 保育所（園）・幼稚園	（1）本の読み聞かせの継続	継続				○				○
	（2）図書スペースの確保と充実	継続				○				
	（3）保護者へのはたらきかけ	継続				○				
3 学校	（1）学校図書館の運営	継続					○			
	（2）読書指導・読書活動の充実	継続					○			
	（3）読書関連行事の実施	継続					○			
	（4）学校図書館間ネットワークの活用	継続					○			○
	（5）読書ボランティア団体との連携・協力	継続		○			○			○
	（6）広報活動の充実	継続					○			
	（7）図書館資料の充実	継続					○			
	（8）学校図書館の環境整備	継続					○			
	（9）読書感想文・読書感想画の取り組み	継続					○			
	（10）親子読書会の推進	継続					○			○
	（11）高等学校・養護学校における取り組みの支援	継続					○			○

古賀市子ども読書活動推進計画の実施体系		実施区分	行政の担当・主管課							
			コミュニティ推進室	福祉課	健康づくり課	こども政策課	教育総務課 学校教育課	生涯学習課	青少年総合センター	図書館
4 図書館	(1)「おはなし会」「図書館まつり」の実施	継続								○
	(2)乳幼児と保護者への支援	継続			○	○				○
	(3)特設コーナーの設置	継続								○
	(4)子どもへの学習活動支援の充実	継続					○			○
第４章　公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化と子どもを対象とした読書活動団体との連携・協力（計画の柱２）										
1 関係機関との連携・協力	(1)親子読書会への取り組み	継続					○			○
	(2)地域文庫・児童館との連携	継続				○				○
	(3)子どもを対象とした読書活動団体等への支援	継続	○	○						○
	(4)各小・中・高等学校との連携	継続					○			○
	(5)障害のある子どもや来館困難な子どもへの支援	継続		○						○
	(6)保育所（園）・幼稚園との連携	継続				○				○
第５章　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及　（計画の柱３）										
1 総合的な子どもの読書活動の推進	(1)広報活動の促進	継続								○
	(2)「子どもの読書の日」の啓発広報活動	継続					○			○
	(3)「家庭読書の日」の設定	新規				○	○	○		○
	(4)「本のわくわく探検事業」の取り組み	継続				○	○	○		○
	(5)学校職員等の取り組み	継続					○			○
	(6)読書推進活動の奨励	新規					○	○		○
	(7)「子ども読書活動推進のための連絡会」の開催	新規	○	○	○	○	○	○	○	○
	(8)推薦図書の紹介	拡充				○	○			○

資料編

資料１　古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置規則

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第９条第２項の規定に基づき、古賀市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市内の関係機関から総合的な意見を聴き、その参考とするため、古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、計画の策定に関し必要な協議を行う。

（組織）

第３条　協議会は、委員15人以内で組織し、別表に掲げる団体が推薦する者及び子どもの読書に関し識見を有する者により構成する。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、教育部図書館において処理する。

（委任）

第７条　この規則で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

古賀市社会教育委員会議

古賀市民生委員・児童委員協議会

古賀市保育所連盟

古賀市小・中学校校長会

福岡県立玄界高等学校又は福岡県公立古賀高等学校

福岡県立古賀養護学校

古賀市小・中学校PTA連合会

古賀市青少年育成市民会議

古賀市子ども会育成会連合会

古賀市内地域文庫

古賀市内子ども読書ボランティア団体

資料２　古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会委員名簿

委　員	所　属		名　前
会　長	学識経験者	福岡教育大学　非常勤講師	村　山　　間
副会長	古賀市小・中学校校長会	舞の里小学校　校長	鈴　木　　章
委　員	福岡教育事務所　生涯学習室	主任社会教育主事	藤　原　富　男
委　員	福岡県立図書館	企画協力課　普及係長	中　野　里　恵
委　員	古賀市社会教育委員会議	社会教育委員会議　副議長	山　本　節　子
委　員	古賀市民生委員・児童委員協議会	古賀市民生委員・児童委員	草 野 三 保 子
委　員	古賀市保育所連盟	古賀市立久保保育所　所長	山 田 ま り 子
委　員	古賀市内高等学校	福岡県公立古賀高等学校司書教諭	國 﨑 美 保 子
委　員	古賀市内養護学校	福岡県立古賀養護学校　教頭	古　賀　眞　理
委　員	古賀市小・中学校ＰＴＡ連合会	古賀市小・中学校ＰＴＡ連合会　会長	岡　田　敏　彦
委　員	古賀市青少年育成市民会議	専門部長	堀　　佳　文
委　員	古賀市内地域文庫	たけのこ文庫	原　　陽　美
委　員	古賀市子ども会育成会連合会	古賀市子ども会育成会連合会　副会長	長 谷 部 純 子
委　員	古賀市内読書ボランティア	こが語りの会	金　丸　孝　子

参　考

「古賀市子ども読書活動推進計画策定委員会」

委員名	所　属	
委員長	教育部	教育部長
副委員長		図書館長
委　員		教育総務課
委　員		学校教育課　舞の里小学校司書
委　員		学校教育課　古賀中学校司書
委　員		生涯学習課
委　員		青少年総合センター
委　員		図書館
委　員	総務部	コミュニティ推進室
委　員	保健福祉部	福祉課
委　員		健康づくり課
委　員		こども政策課
事務局		図書館

資料３　古賀市の読書活動の歴史

古賀市筵内出身の薄 恕一氏は、志を持って郷土を出て、大阪で念願の医師として貧富の差なく人々の医療に尽くされました。自分が身を立てることができたのは、本を読んで苦学をしてきたからだと、郷土の人々にも読書の機会を提供するために、席内尋常高等小学校(現在の古賀東小学校)に村人が利用できる薄図書館を贈られました。大正８年のことです。

この先覚者の働きかけで、村人の生活に読書の気風が根づきました。薄図書館は、昭和２０年に廃館となりましたが、戦後のすさんだ時代に心豊かな子どもを育むには読書しかないと、親たちは学校図書館の本の充実、それを整理し提供する学校司書の配置を進めました。昭和４８年には、県下で２番目となる古賀町立図書館が創設されました。こうした歴史を基盤として、古賀市における子ども読書活動は進められてきました。

大正 ８ 年		席内村立図書館(薄図書館)創立
昭和 ８ 年	２月	文部省より席内村立図書館表彰
昭和２０年		終戦により薄図書館廃館
昭和２２年	５月	学校教育法施行規則により市内各小・中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる
昭和２７年	３月	古賀中学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」(第１回)
昭和２９年	９月	古賀中学校に図書館事務職員配置
昭和３１年	４月	古賀中学校「第１回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
	１２月	古賀東小学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」
昭和３３年	２月	小野小学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」
		古賀東小学校「第３回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
昭和３４年		古賀中学校「第４回全九州学校図書館コンクール文部大臣賞」
	１１月	古賀東小学校「第４回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
昭和３６年	５月	古賀東小学校で「母と子の２０分間読書運動」を受け「母と子の読書会」誕生　町内全小学校に広がる
	８月	小野小学校「第６回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
昭和３７年	２月	古賀東小学校「第７回青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」(総理大臣賞)
	３月	「古賀町母と子の読書会」結成(当時)
昭和３９年	４月	古賀東小学校に図書館事務職員配置
昭和４０年		小野小学校「第９回西日本読書感想画コンクール優秀賞」

昭和41年		古賀東小学校「青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」
	11月	古賀西小学校に図書館事務職員配置
昭和42年		古賀東小学校「第13回青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」
昭和43年		古賀東小学校「第14回青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」
昭和44年		「第１回古賀市親と子の読書のつどい」開催
昭和45年	２月	古賀東小学校「第15回全九州学校図書館コンクール優秀賞」(文部大臣賞)
昭和48年	４月	司書正式配置開始(青柳小学校、小野小学校、町立図書館)
	４月	「古賀町図書館設置条例」(古賀町条例第５号)
	９月	「古賀町図書館の管理と運営に関する規則」(古賀町教育委員会規則４号)
	10月	古賀町立図書館　蔵書3,751冊で開館・館外貸出し開始
昭和52年		古賀市司書部会開始(月例)
昭和53年	６月	「どようおはなし会(おはなし会)」開始
	６月	最初の地域文庫「たけのこ文庫」(公務員宿舎古賀住宅集会所)開設
昭和58年	７月	「あすなろ文庫」(花鶴丘三丁目公民館)開設
昭和63年	４月	「ひばり文庫」(青柳ひばりヶ丘集会所)開設
平成元年	６月	「しらさぎ文庫」(筵内公民館)開設
平成２年	３月	「コスモス文庫」(米多比児童館)開設
平成４年	８月	古賀町複合文化施設建設検討委員会設置
平成５年	10月	新図書館着工
	12月	「こじか文庫」(鹿部公民館)開設
平成６年	８月	新図書館竣工
	10月	「古賀町複合文化施設設置条例」(古賀町条例第25号)
	10月	「古賀町複合文化施設設置条例施行規則」(古賀町教育委員会規則４号)
	10月	「古賀町複合文化施設」の名称を「サンフレアこが」とする
	11月	新図書館開館　蔵書93,630冊　貸出し開始(電算化)
	11月	「星の子文庫」(舞の里５区集会所)開設
平成７年		花鶴小学校「第39回西日本読書感想画コンクール優秀賞」
平成８年	３月	「春のおはなし会(おはなし会スペシャル)」開催
	11月	「第１回　図書館まつり」開催
	11月	「西日本読書感想画優秀作品展示会」開催
平成９年	７月	第１回「子ども映画会」開始
	10月	市制施行により古賀市立図書館名称変更

	10月	「文庫まつり（秋のおはなし会スペシャル）」開催
平成10～12年		文部省（当時）学校図書館活性化推進モデル地域事業 小学校３校、中学校２校、市内の高等学校１校において、学校図書館内の蔵書のデータベース化
平成11年		小野小学校「第43回西日本読書感想画コンクール最優秀賞」（文部大臣奨励賞）
平成12年		千鳥小学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」
平成13年		小学校５校、中学校１校を市独自事業として蔵書データベース化 市内全小中学校図書館蔵書電算化達成
平成14年		花鶴小学校「福岡県学校図書館コンクール学校図書館運営の部部門奨励賞」
平成15年	８月	ブックスタート事業開始（健康づくり課、こども政策課、図書館）
平成16年	４月	古賀東小学校「子どもの読書活動優秀実践学校の部　文部科学大臣表彰」 古賀市親子読書会「子どもの読書活動優秀実践団体の部　文部科学大臣表彰」
	９月	学校図書館間ネットワーク事業開始　学校図書館間の相互蔵書検索可能
平成17年	２月	千鳥小学校「第48回西日本読書感想画コンクール最優秀賞」（文部科学大臣奨励賞）
	４月	古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置規則（教育委員会規則第11号）
平成18年	３月	古賀市立図書館　蔵書200,180冊
	４月	「古賀市子ども読書活動推進計画」策定
	４月	古賀市立図書館「子どもの読書活動優秀実践図書館の部　文部科学大臣表彰」

平成16年度「子どもの読書活動優秀実践学校の部」
文部科学大臣表彰　古賀東小学校

資料４　子どもを対象とした読書活動団体　（順不同）

平成18年３月現在

	団体名	活動場所	主な活動内容
子どもの読書研究団体	こが語りの会	・古賀市内小・中学校図書館 ・保育所 ・養護学校　ほか	小・中学校でのお話し会 小・中学校での朝の読み聞かせ 図書館でのお話し会 保育所でのお話し会 養護学校でのお話し会
	古賀子どもの本の交流会	・古賀市内小・中学校図書館 ・保育所 ・文庫 ・古賀市中央公民館 ・サンコスモ古賀 ・古賀高校ほか	小・中学校でのお話し会 図書館でのお話し会 保育所でのお話し会 読書講演会 アンビシャス運動支援事業 子どもわくわくフェスタ 童謡まつりでわらべ歌 科学実験教室 古賀高校にて読み聞かせ指導 子どもゆめ基金助成事業　ほか
地域文庫	あすなろ文庫	・花鶴三丁目公民館 ・花鶴小学校 ・図書館	文庫活動
	こじか文庫	・鹿部区公民館 ・図書館	文庫活動
	米多比児童館 コスモス文庫	・米多比児童館 ・図書館	文庫活動
	しらさぎ文庫	・都筵内会館 ・図書館	文庫活動
	たけのこ文庫	・公務員宿舎古賀住宅集会所 ・千鳥小学校 ・図書館	文庫活動
	ひばり文庫	・ひばりが丘集会所 ・図書館	文庫活動
	星の子文庫	・舞の里５区集会所 ・図書館	文庫活動

	団体名	活動場所	主な活動内容
読書ボランティア	ぐりとぐらの会	・古賀東小学校	朝・昼休みの本の読み聞かせ 読書集会に図書委員と発表
	まつぼっくり	・花見小学校	まつぼっくりタイム 保護者・地域のボランティアによる朝の読み聞かせ
	おはなしの木	・青柳小学校	朝の読み聞かせ
	くじらぐも	・千鳥小学校	千鳥校区チャレンジ 昼休みの本の読み聞かせ
	小野小学校読書ボランティアの会	・小野小学校	朝の一斉読み聞かせ
地域コミュニティ内のボランティア	舞の里五丁目“このゆびとーまれ”	・舞の里５区集会所	まめっちょ　本の読み聞かせ
	もやいの会	・町川原２区公民館	地域健康づくり生きがい活動 本の読み聞かせ、紙しばい
	久保西のびのびサロン	・久保西公民館	のびのびサロン　読み聞かせ
	子育て広場	・小竹公民館	小竹区公民館分館活動 読み聞かせ
その他ボランティア	子育てサポートワーカーズ「おもちゃばこ」	・健康づくり課 ・図書館 ・生涯学習課　など	託児支援　手遊び 読み聞かせ わらべ歌
	布おもちゃ「とまと」	・図書館 ・青少年総合センター ・こども政策課 ・社会福祉協議会 ・町川原２区公民館	布のおもちゃ・絵本の展示や紹介

用語解説

（＊１）朝の読書

学校で毎朝始業前の10分間、児童生徒教職員全員が本を読む運動。1988年、千葉県の高校教諭林　公（はやし　ひろし）氏が提唱して実践したのが始まり。

（＊２）青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」

福岡県事業青少年アンビシャス運動の一環で、子どもの読書活動を活発にし、読書の習慣をつけさせるため、家庭や地域、学校が一体となって読書活動を推進し、県内８地区で読書の普及啓発活動を実施する。内容は、読書研修会、読書ボランティア養成、読書ボランティア派遣、読書まつりの開催など。

（＊３）読み聞かせ

子どもに絵本や紙しばいを見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

（＊４）お話し会

子どもを集めてお話を聞かせる集まりのこと。お話し会の内容は、対象となる子どもの年齢に合わせて、わらべ歌や読み聞かせなど、工夫して行われる。

（＊５）子どもわくわくフェスタ

異年齢の子どもが、さまざまな遊びや体験を行い互いに交流するとともに、日頃の活動の成果を発表する場として、古賀市の青少年育成団体と共働で毎年開催するイベント。

（＊６）ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が「絵本」を介して、かけがえのないひとときを持てるよう支援する運動。

（＊７）スポットタイム

古賀市保健福祉センター「サンコスモ古賀」に設置されているつどいの広場『でんでんむし』で行っている、毎日11時と14時の２回の読み聞かせや手遊びなどの親子遊びの時間。

（＊８）ツインズクラブ

古賀市では、双子や多胎児とその保護者が集い、情報交換や親子遊び等を行う交流の場を設けている。年３回実施。

（＊９）ペープサート

厚紙に登場人物や小道具などを描き、切り抜いたものに棒をつけて動かし、お話を演じる技法のひとつ。

（＊10）エプロンシアター
ポケットやマジックテープなど、様々なしかけがついた胸あて式のエプロンを劇場に見立て、人形を使ってお話を展開するもの。

（＊11）パネルシアター
不織布で作られた絵人形をパネル布地を貼った台にくっつけて、楽しいしかけと、ダイナミックな動きでお話を展開するもの。

（＊12）地域コミュニティ活動
古賀市では、地域コミュニティを「住民同士のつながりがあり、お互いに助け合い、協力し合えるような地域社会」と捉えている。
地域コミュニティ活動とは、住民が地域のことを自ら考え、自分たちの地域を自分たちで住みよくしていく、住民主体の活動を指す。

（＊13）司書教諭
学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童生徒及び教員の教育活動を推進・援助していく職務。司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。平成15年度より、12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務付けられている。

（＊14）学校司書
学校図書館に常駐し、読書相談やレファレンスサービス、ブックトークを通して、児童生徒と本を結びつけ、司書教諭と連携しながら、教育活動を支援していく職務。

（＊15）ゲストティーチャー
地域との連携を深め、特色ある教材で授業を行うため、学校に招いている地域の人材。

（＊16）ブックトーク
テーマを決め、何冊かの本をまとめて、児童生徒に読書意欲を高めるように、口頭で内容を紹介すること。

（＊17）家庭読書の日
週又は、月一回を家庭読書の日と設定し、テレビを消して家庭での読書をすすめる活動。

（＊18）読書集会
全校で、読書の楽しさを味わう機会とし、読書の関心を持たせるための活動。

（＊19）読書郵便
本の紹介を読書ハガキに書いて、学校内に設置したポストに入れ、児童たちが紹介し交流する活動。

（＊20）子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月制定）に基づき４月23日に設定された。国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

（＊21）相互貸借

公共図書館等や学校図書館間で、お互いに本の貸し借りをすること。

（＊22）特別活動

学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事などのこと。

（＊23）調べ学習

自ら学び自ら考える学習の活動として子どもが自分で課題を設定し、計画を立てて解決したり、教科学習での課題把握のための活動。

（＊24）図書館資料の更新

図書館資料のデータや内容を最新の情報や資料に改めること。

（＊25）レファレンスサービス

何らかの情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや、回答の含まれる情報源を提示・提供する業務のこと。

（＊26）ヤングアダルト

主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。ＹＡと略すことが多い。

（＊27）こがめルーム

平成16年に故人の遺志に基づく寄付により図書館に増設された「おはなしの部屋」の愛称。子どもや保護者が安心して読み聞かせできる部屋である。建物の形が六角形であり、亀のこうらを連想させるため古賀（こが）とこがめをあわせて「こがめルーム」と名づけた。

（＊28）福岡都市圏広域利用

福岡都市圏19市町に在住であれば、福岡都市圏19市町のどの図書館でも利用することができるシステム。各市町村ごとに利用者カードを作成し利用する。貸出し冊数や期間は各図書館によって異なる。

（＊29）福岡県図書館横断検索ネットワーク

福岡県内における資料所在情報を広く一般に向けて発信するとともに、県内図書館（室）同士の相互貸借業務の円滑な運営を促すことによって、利用者サービスを向上させること及び県内読書施設への更なる支援を達成することを目的とした事業。

（＊30）国立国会図書館総合目録ネットワーク

国立国会図書館法第21条第１項第４号に基づき、図書館協力事業の一環として、国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、公共図書館の県域を超える全国的な相互貸借などを支援することを目的とした事業。愛称「ゆにかねっと」

（＊31）小・中学校図書館間ネットワーク事業

古賀市内各小・中学校図書館間での蔵書検索、相互貸借のためのネットワーク事業。個々の学校図書館で入力している書籍のデータを相互に検索することによって提供できる蔵書数が増え、児童生徒の主体的な学習活動や興味・関心に応えることを目的とする。

「おはなし会」
古賀市立図書館 こがめルームにて

古賀市子ども読書活動推進計画

発　　行　平成18年４月
編集・発行　古賀市教育委員会
〒811−3192
福岡県古賀市駅東一丁目１番１号
ＴＥＬ　０９２(９４２)１１１１　代表
ＦＡＸ　０９２(９４４)５７９４
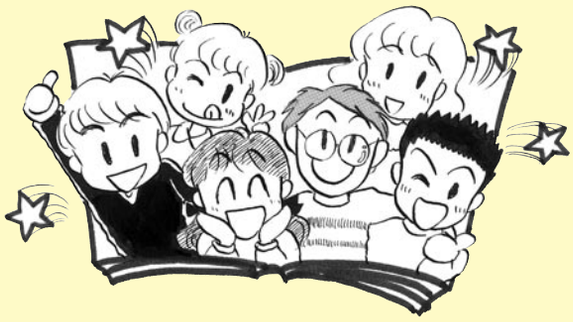
※表紙イラスト「ひまわにとこらら」(PHP研究所　刊より)